

平成 26 年 度

大 阪 市 高 速 鉄 道 事 業 会 計 予 算 書

平成26年度大阪市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度大阪市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	高速鉄道	中量軌道	合 計
(1) 運転車数(一日平均)	986 両	61 両	1,047 両
(2) 運転キロ(一日平均)	311,726 km	13,918 km	325,644 km
(3) 乗車人員(一日平均)	2,262,000 人	73,000 人	2,335,000 人
(4) 主要建設事業の概要			
エレベーター等設置工事		822,023	千円
可動式ホーム柵設置工事		1,962,969	
駅施設整備工事		4,021,281	
車両改造等工事		6,935,321	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 高速鉄道事業収益		千円 177,208,481
第1項 営業収益	163,031,732	千円
第2項 営業外収益	12,510,522	
第3項 特別利益	1,666,227	
	支 出	
第1款 高速鉄道事業費用		千円 241,303,060
第1項 営業費用	126,036,940	千円
第2項 営業外費用	22,146,016	
第3項 特別損失	92,920,104	
第4項 予備費	200,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 40,481,705千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,264,023千円及び損益勘定留保資金 38,217,682千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 高速鉄道事業収入		千円 38,680,490
第1項 企 業 債	21,100,000	千円
第2項 出 資 金	1,198,000	
第3項 補 助 金	3,862,620	
第4項 建設受託工事収入	1,741,209	
第5項 貸付金返還金	9,595,000	
第6項 雜 収 入	1,183,661	
支 出		
第1款 高速鉄道事業費		千円 79,137,991
第1項 建設改良費	39,428,305	千円
第2項 企業債償還金	37,877,477	
第3項 建設受託工事費	1,741,209	
第4項 繰替金	91,000	
第2款 共用施設費		24,204
第1項 建設改良費	24,204	
合 計		79,162,195

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道建設事業	平成 年度 27～29	千円 30,700,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
高速鉄道建設事業	21,100,000 千円	普通貸借又は 証券発行（他 の地方公共團 体との共同發 行を含む。）。	年9.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	起債年度の翌年度か ら据置期間を含め、 30年以内に償還する。 ただし、本期間中に 未償還額の範囲内に おいて借り替えるこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め
る。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 高速鉄道事業助成のため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、
3,890,732千円である。

(貯蔵品購入限度額)

第10条 貯蔵品の購入限度額は、1,300,000千円と定める。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一